

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案委員会修正要旨

一、訪問購入の規制対象物品の非限定化

訪問購入の規制の対象となる物品を、政令で定める「指定物品」から全ての「物品」とする。ただし、訪問購入に係る売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品等であつて、政令で定めるものを訪問購入の規制の対象から除く。

二、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等

1 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。

2 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をしてはならない。

3 購入業者がその営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込み等を行うことが通例であり、かつ、通常売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるもの

に該当する訪問購入等については、1を適用しない。

三、第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したときは、契約の申込みの撤回等（以下「クーリング・オフ」という。）の規定の期間を経過した場合を除き、その旨及びその引渡しに関する事項として主務省令で定める事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならない。

四、物品の引渡しを受ける第三者に対する通知

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、クーリング・オフの規定の期間中に第三者に当該物品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、クーリング・オフの規定により当該物品の売買契約が解除されることがある等の旨を、その第三者に対し通知しなければならない。

五、検討事項の明確化及び検討の時期の繰上げ

1 政府は、訪問購入に係る売買契約の申込者等がクーリング・オフの規定による売買契約の解除をした

場合において当該申込者等が訪問購入に係る物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府による1のほかこの法律による改正後の特定商取引に関する法律の規定の施行の状況に係る検討の時期を、この法律の施行後「五年」から「三年」とする。